

エアロウムだより

う ん が い そ う て ん 雲 外 蒼 天

社会保険労務士法人エアロウム

代表社員 鶴留 舞

〒820-0067 飯塚市川津 693-47-1F

TEL : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 4

FAX : 0 9 4 8 - 2 8 - 2 4 4 8

2025 年 8 月号

エアロウムより 【職員の身だしなみに関するご案内】

当法人では、職員の化粧の有無について、性別・年齢・職位・業務内容を問わず、各人の自由な意思に委ねることといたしました。

業務上支障のない範囲で、本人が自身の判断により選択できる環境を尊重したいと考えております。この方針につきまして、関係各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

年金法改正による社会保険の加入対象の拡大

6月 13 日に年金制度改正法が可決・成立し、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大が決定しました。今回の改正により、短時間労働者（パート・アルバイト）の社会保険加入対象の範囲がさらに拡大されることになります。これから行われる社会保険の加入拡大の具体的な内容をまとめておきます。

◆企業規模要件の縮小・撤廃

現在、社会保険加入の企業規模要件は、従業員数 51 人以上の企業に勤務している週の所定労働時間が 20 時間以上の短時間労働者ですが、2027（令和 9）年 10 月以降は、企業の規模を段階的に縮小し、2035（令和 17）年 10 月には完全撤廃となります。

◆賃金要件の撤廃

「年収 106 万円の壁」として意識されていた、月額 8.8 万円（年収 106 万円）の要件も撤廃となります。撤廃の時期は、改正法の公布から 3 年以内の政令で定める日とされていますが、全国の最低賃金が 1,016 円以上となることを見極めて判断されます（最低賃金 1,016 円以上の地域で週 20 時間以上働くと、年額換算で約 106 万円となります）。

◆個人事業所の適用対象拡大

現在、常時 5 人以上の従業員を使用している法定 17 業種（弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業など）の個人事業所が社会保険加入対象となっていますが、今回の改正では、法定 17 業種に限らず常時 5 人以上の従業員を使用する全業種の事業所を適用対象とするよう拡大されます。

ただし、2029（令和 11）年 10 月の施行時点で既に存在している事業所は当分の間、対象外となります。

◆支援策について

今回の改正により、社会保険の加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、3 年間、特例的・時限的に保険料負担を軽減する措置が実施されます。

対象となるのは、従業員数 50 人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となり、標準報酬月額が 12.6 万円以下の短時間労働者です。

また、正社員化や労働時間の延長や賃金アップに取り組むことによって支給される **キャリアアップ助成金も活用できます。**

10月から教育訓練休暇給付金の制度が始まります

教育訓練休暇給付金とは、労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を支給することで、訓練・休暇期間中の生活費を保障する制度です。一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に基づき連続した30日以上の無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

◆教育訓練休暇給付金の支給対象者

（下記をすべて満たす必要があります。）

- ① 休暇開始前2年間に12か月以上の被保険者期間があること。
- ② 休暇開始前に5年以上、雇用保険に加入していた期間があること。

◆受給期間・給付日数・給付日額

給付を受けることのできる期間（受給期間）は、休暇開始日から起算して1年間であり、受給期間内の教育訓練休暇を取得した日について給付を受けられます。

給付日数は、雇用保険に加入していた期間に応じて、基本手当の所定給付日数の90日分、120日分または150日分です。給付日額は、原則として休暇開始日前6か月の賃金日額に応じて算定されます。失業給付の算定方法と同じであり、休暇開始日の前日を離職日とみなして算定します。

◆教育訓練休暇給付金の支給対象となる休暇

下記をすべて満たす必要があります。

- ① 就業規則や労働協約等に規定された休暇制度に基づく休暇
- ② 労働者本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、事業主の承認を得て取得する30日以上の無給の休暇
- ③ 次に定める教育訓練等を受けるための休暇
 - ・学校教育法に基づく大学、大学院、短大、高専、専修学校又は各種学校
 - ・教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - ・職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの

【厚生労働省「教育訓練休暇給付金」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

「スポットワーク」における留意事項等をまとめたリーフレットが公表されました

◆「スポットワーク」の定義

「スポットワーク」には、様々な形態がありますが、このリーフレットでは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとでの就労形態を指し、「スポットワーク」の雇用仲介を行う事業者が提供する雇用仲介アプリを利用してマッチングや賃金の立替払いを行うものを対象としています。

◆リーフレットの主な内容

このリーフレットは、厚生労働省が「スポットワーク」の労務管理における留意事項等を取りまとめたもので、労働者向けと使用者向けがあり、以下の項目について、それぞれの立場での注意・確認点をまとめています。以下は、事業者向けの内容になります。

① 労働契約時における注意点

- ・誰と誰が労働締結をするのかの確認
- ・労働契約の成立時期の確認
- ・契約成立後の労働基準法の遵守

② 休業させる場合の注意点

- ・休日手当を支給する要件の確認

③ 賃金・労働時間に関する注意点

- ・業務に必要な準備行為等の労働時間の周知
- ・一方的な賃金の減額
- ・実労働時間の把握

④ その他の注意点

- ・通勤または工作中的の事故やケガをした場合の労災保険
- ・労働災害防止における安全衛生の確保
- ・ハラスメント対策



働き手にとっては、隙間時間を利用しながら都合よく働くことができ、事業者側からすれば、一時的な人手不足を迅速に解消できることから、「スポットワーク」の利便性は高く、雇用仲介アプリの登録者数や利用者数は今後さらに増えていくことが予想されます。このリーフレットによって、曖昧な部分もあった労務管理がひとまず整理されています。

【厚生労働省「いわゆる「スポットワーク」における留意事項等を取りまとめたリーフレットを作成し、関係団体にその周知等を要請しました。」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59197.html

年金法改正による 「在職老齢年金制度の見直し」 と 「厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ」について

6月13日に「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案」（「年金制度改革法」）が成立しました。基礎年金の給付水準の底上げや遺族年金の見直しなど、改正項目が多く影響も大きいことから、関心の高さがうかがわれます。

ここでは、企業に影響のある改正（被用者保険の適用拡大等、在職老齢年金制度の見直し、厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ）のうち、在職老齢年金制度の見直しと厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げについて取り上げます。

◆在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額が50万円（令和6年度価格）から **62万円に引き上げ**られます。**施行日は2026年4月1日**の予定です。

そもそも、在職老齢年金制度とは、現役レベルの収入がある者には、年金制度の支え手に回ってもらう観点から、賃金と老齢厚生年金の合計が基準を超える場合に、老齢厚生年金の支給を減らす仕組みです。高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業調整が発生しない、働き方に中立的な仕組みとすることを目的としています。

年金支給停止額（月額換算額）＝（総報酬月額相当額＋基本月額－基準額）×2分の1

この支給停止基準額は、平成17年度（48万円）の制度開始から徐々に引き上げられてきており、今回の改正で、51万円（平成17年度）から62万円（2026年度）になります。

◆厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

厚生年金保険等の標準報酬月額の上限について、負担能力に応じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額が標準報酬月額65万円（32等級）から75万円に段階的に引き上げられます。また、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールが導入されます。

実施時期は、68万円（令和9年9月～）、71万円（令和10年9月～）、75万円（令和11年9月～）と3段階にわけて順次引き上げられます。

高所得者の実態と制度の不整合（現在の標準報酬月額の上限を超える賃金を受け取っている人は、実際の賃金に対する保険料の割合が低く、収入に応じた年金を受け取ることができない）を是正することが改正の背景の要因の1つです。改正により、新しい「標準報酬月額」に該当する方は、足下の保険料とともに将来の年金額が増加します。また、厚生年金制度の財政が改善することで、年金額の低い方も含めた厚生年金全体の給付水準も底上げされることが期待されます。

【厚生労働省「年金制度改革法が成立しました」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000147284_00017.html

8月の税務と労務の手続〔提出先・納付先〕

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞
〔公共職業安定所〕

9月1日

- 個人事業税の納付＜第1期分＞〔郵便局または銀行〕
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞
〔公共職業安定所〕



グリーンカーテン、育成中？

事務所の窓辺に、陽射し対策としてグリーンカーテンを作ろうと、5月半ばにキュウリとゴーヤの苗を植えてみました。

あれから2ヵ月……低っ!!

まさかの日差しスルー仕様です。

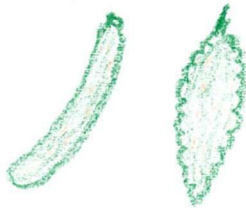
まるでカーテンというより観葉植物。

これはもしかして、育て方に問題があったのでしょうか。

7月には立派なグリーンカーテンが完成

↓
事務所が涼しく

↓
キュウリはみんなでホリホリ



なんて青写真を描いていたのですが間に合いませんでした。

来年は1ヵ月前倒しで、4月に植えてみようと思います。

人も植物も、早めの準備がカギかもしれませんね。

鶴留

